

**国民健康保険に加入している方へ  
平成27年1月から高額療養費の自己負担限度額が変わります**

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額は、平成27年1月診療分より区分が現在の3区分から5区分に細分化され、下記のように変更になります。

＜自己負担限度額（月額）＞

現区分	新区分	所得要件	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
A	ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯の方	252,600円＋ (医療費の総額－842,000円)×1%	140,100円
	イ	基礎控除後の所得 600万円超から901万円 以下の世帯の方	167,400円＋ (医療費の総額－558,000円)×1%	93,000円
B	ウ	基礎控除後の所得 210万円超から600万円 以下の世帯の方	80,100円＋ (医療費の総額－267,000円)×1%	44,400円
	エ	基礎控除後の所得 210万円以下の方	57,600円	44,400円
C	オ	住民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

※過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、「4回目以降」の自己負担限度額が適用になります。

※入院時の食事代、差額ベッド代、保険適用外の医療行為は対象となりません。

※70歳から74歳までの方の自己負担限度額は変更ありません。

現在常陸大宮市国民健康保険に加入していて、11月末までに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」といいます）を申請された方には、12月下旬に新しい限度額適用認定証等を郵送します。

平成27年1月以降、病院等を受診する際は新しい限度額適用認定証等を提示してください。

なお、現在お使いの限度額適用認定証等は有効期限が過ぎたら、ハサミ等で裁断のうえ破棄願います。

【限度額適用認定証等について】

入院や外来等で医療費が高額になる場合、国民健康保険被保険者証とともに限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示することで、一医療機関ごとのひと月分の医療費の負担（保険適用分）が自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証等は事前の申請が必要です。

問 本庁 医療保険課医療保険G ☎52-1111 内線164

**広報常陸大宮・ホームページ  
掲載広告募集中！**

【広報紙】半枠(45mm×85mm) 全枠(45mm×175mm)

【ホームページ】バナー広告

※詳しくはホームページをご覧ください。か、本庁総務課行政改革推進室（☎52-1111 内線322）までお問い合わせください。

H・P <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>